

# 公 示

道路運送車両法（昭和２６年法律１８５号）第６１条の２の規定により、当支局管内に使用の本拠を有する自動車のうち、令和６年能登半島地震の被災地（石川県、富山県及び新潟県）において、救助、災害復旧、物資輸送等の活動を行うものであって、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用を受けた地方公共団体の災害対策本部等公的機関が発行する救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車であることを証する書面を有し、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が令和６年１月１日から同年３月３１日までのものは、令和６年４月１日をもって満了するものとする。

令和６年１月３１日

沖縄総合事務局陸運事務所長